

# ～保育料無償化子育て安心くしま事業～ 保育料、副食費を串間市独自に補助します

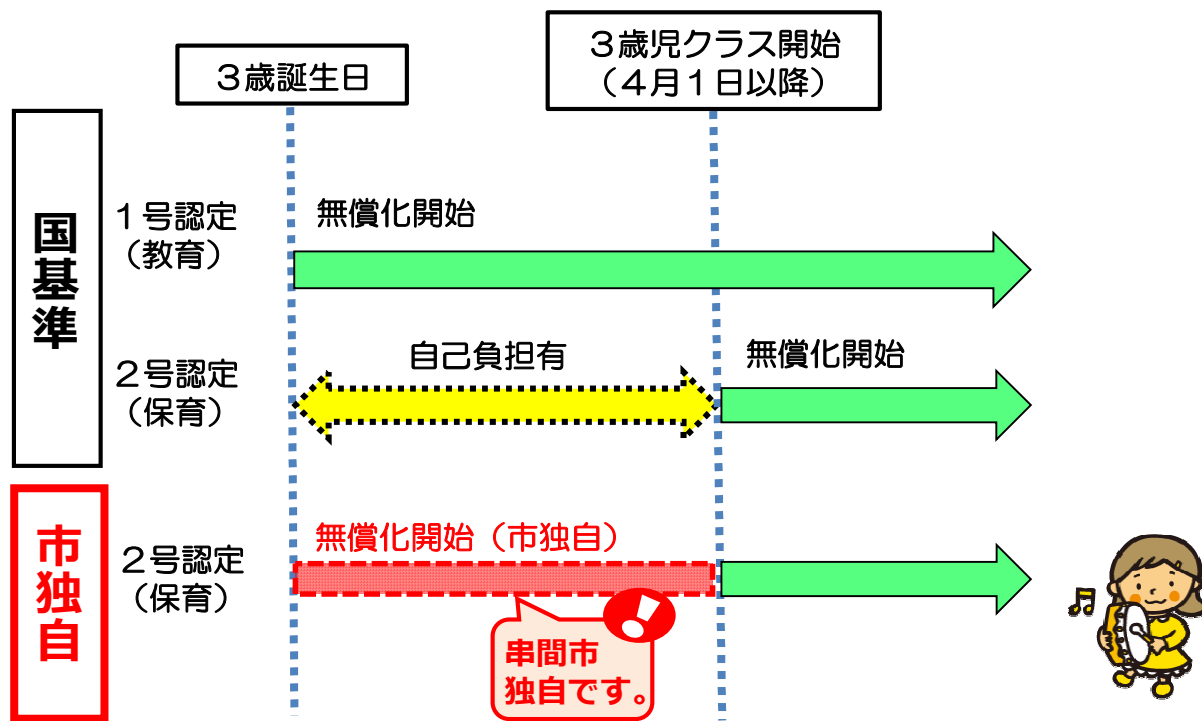
10月1日からスタートした保育料無償化は、**国の制度では3歳児クラス以上の全ての子ども**の保育料が無償化されます。また、認定こども園を利用する1号（教育）認定子どもについては、満3歳から保育料が無償化されます。副食費（おかず代等）については、自己負担となっています。

串間市においては、**保育所等を利用する2号（保育）認定子どもにおいても満3歳から保育料も無償化の対象とします**。また、働く世帯等を応援するため2号認定の子どもについては、**副食費を補助します**。

- ※ 3歳児クラス…4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ※ 2号認定子ども…満3歳以上の子どもで、保護者が就労等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- ※ 1号認定子ども…満3歳以上の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

## 1 保育料の無償化について

国の制度では負担がある、**2号（保育）認定子どもの満3歳から年少クラスまでの保育料を串間市独自で無償化とします**。



※現在に保育認定で保育所等を利用している場合、この無償化のための手続きは、**必要ありません。**

※3歳誕生日の前日に2号認定子どもとなり、2号認定子どもとなった翌月から、保育料が無償化となります。

# 副食費の助成について

10月1日からスタートした保育料無償化では、**国の制度では、副食費（おかず代等）については、自己負担となっています。** **串間市においては、働く世帯等を応援するため2号認定子どもについては、副食費を助成します。**

1号認定子どもの副食費については、今までと同様の負担内容になります。

※補助限度額は、**4,500円/月**となります。副食費については、各園で異なります。そのため、副食費が4,500円/月以上の園の場合は、差額を園へ支払っていただく必要があります。

※主食（ごはん）は、今までと同様ご飯を持参していただくか、園に直接主食費としてお支払していただくこととなります。

※年収360万円未満相当世帯の子ども等については、1号認定子どもにおいても副食費が免除になります。

※**助成を受けるには、市に申請書の提出が必要となります。**

